

令和5年7月の大雨による災害関連（津幡町）

「住宅の応急修理制度」に関する説明会開催のご案内

■ 開催にあたって

令和5年7月12日からの大雨で被害を受けた住宅を対象として、「住宅の応急修理制度」の利用が可能となりました。

住宅の応急修理制度は、被害を受けた住宅の屋根、床・壁、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理を、住民からの依頼に基づき自治体が行う（市町が施工者に依頼する）ものです。

応急修理に対応いただく施工者の方を対象として、制度の概要や注意・配慮事項を周知するため説明会を開催いたします。

※制度の対象となる住宅：大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の住宅

全壊の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。

参考 URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/oukyuusyuuuri7gatuooame.html>

■ 説明会概要

1. 開催日 令和5年8月21日（月） 午前10時～
※後日、説明会の資料をHPにアップ予定。
2. 場所 津幡町役場1階（福祉センター大ホール）
住所：石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地
3. 対象 住宅の応急修理にあたる施工者の方
4. 参加料 無料
5. 定員 50名（事前申込不要）

■ 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課住宅政策グループ

TEL 076-225-1777 FAX 076-225-1779 担当：金田、大窪